

東京都市計画用途地域の変更 〔東京都決定〕 【総括図】

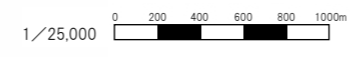
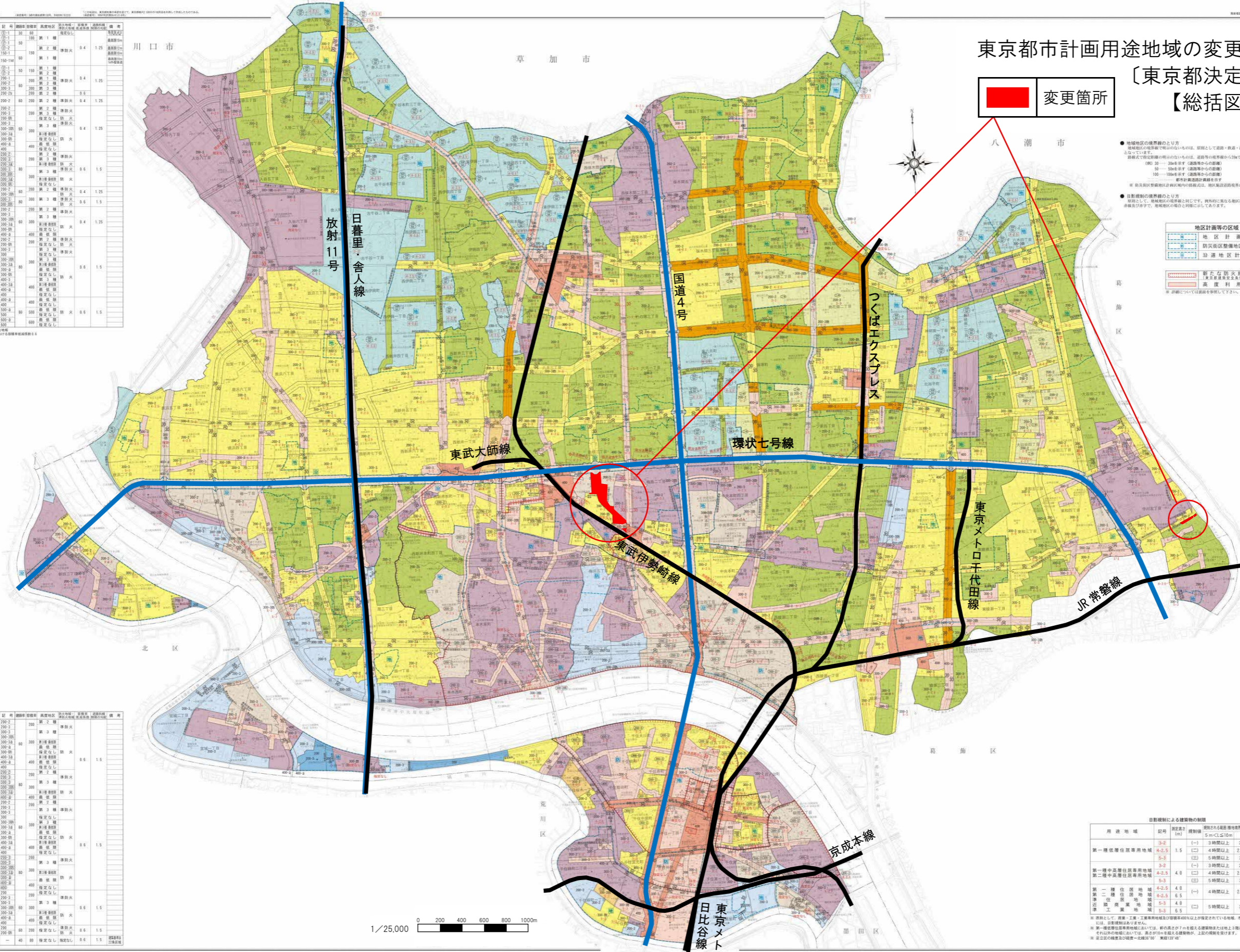
 変更箇所

- 地域地区の境界線のとおり方
地域地区の境界線は、原則として道路・河川等の中心線とさせていただきます。
道路等の境界線が不明な場合は、道路等の境界線から50mです。
〔例〕 30-1 30m未満（道路等からの距離）
30-1 30m未満（道路等からの距離）
30-1 30m未満（道路等からの距離）
- 都市計画道路が変更される箇所
都市計画道路が変更される箇所は、都市計画道路の境界線から50mです。
- 都市計画道路が変更される箇所
都市計画道路が変更される箇所は、都市計画道路の境界線から50mです。

地区計画等の区域	
	地区計画区域
	防災地区整備地区計画区域
	沿道地区計画区域
	新たな大都市圏区域 （高度利用地区等を含む区域）
	高度利用地区

用途地域	記号	用途	高さ	容積率	防火	備考
第一種低層住居専用地域	100-1	第一種	15m	1.25	準防火	
	100-2	第一種	15m	1.25	準防火	
	100-3	第一種	15m	1.25	準防火	
第一種中高層住居専用地域	200-1	第一種	30m	1.25	準防火	
	200-2	第一種	30m	1.25	準防火	
	200-3	第一種	30m	1.25	準防火	
第二種中高層住居専用地域	300-1	第二種	30m	1.25	準防火	
	300-2	第二種	30m	1.25	準防火	
	300-3	第二種	30m	1.25	準防火	
第一種住居地域	400-1	第一種	40m	1.25	準防火	
	400-2	第一種	40m	1.25	準防火	
	400-3	第一種	40m	1.25	準防火	
第二種住居地域	500-1	第二種	40m	1.25	準防火	
	500-2	第二種	40m	1.25	準防火	
	500-3	第二種	40m	1.25	準防火	
近隣商業地域	600-1	近隣商業	40m	1.5	準防火	
	600-2	近隣商業	40m	1.5	準防火	
	600-3	近隣商業	40m	1.5	準防火	
商業地域	700-1	商業	40m	1.5	準防火	
	700-2	商業	40m	1.5	準防火	
	700-3	商業	40m	1.5	準防火	

用途地域	記号	用途	高さ	容積率	防火	備考
準工業地域 (特別工業地区)	200-2	第二種	20m	1.5	準防火	
	300-1	第三種	30m	1.5	準防火	
	300-2	第三種	30m	1.5	準防火	
準工業地域	300-3	第三種	30m	1.5	準防火	
	400-1	第四種	40m	1.5	準防火	
	400-2	第四種	40m	1.5	準防火	
工業専用地域	500-1	第一種	50m	1.5	準防火	
	500-2	第一種	50m	1.5	準防火	
	500-3	第一種	50m	1.5	準防火	
工業専用地域 (高度利用地区)	600-1	第一種	60m	1.5	準防火	
	600-2	第一種	60m	1.5	準防火	
	600-3	第一種	60m	1.5	準防火	



用途地域	記号	高さ制限 (m)	制限される建築物の容積率からの距離 (m)	
			5m < L ≤ 10m	10m < L
第一種低層住居専用地域	100-1, 100-2, 100-3	15	(-) 3時間以上	2時間以上
			(+) 4時間以上	2.5時間以上
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	200-1, 200-2, 200-3, 300-1, 300-2, 300-3	30	(-) 3時間以上	3時間以上
			(+) 4時間以上	2.5時間以上
第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 商業地域	400-1, 400-2, 400-3, 500-1, 500-2, 500-3, 600-1, 600-2, 600-3	40	(-) 4時間以上	2.5時間以上
			(+) 5時間以上	3時間以上

※ 原則として、高さ・工業・商業専用地域及び沿道地区等以上の容積率を有する地域、再開発地区等には、容積率制限は適用されません。
※ 第一種低層住居専用地域においては、新の高度利用地区を定める建築物は地上・地下上の建築物、それ以外の地域においては、高さ10mを超える建築物が、上記の制限を受けず、
※ 高度利用地区の容積率は一律「60」(乗積130%)